

(令和8年)

静岡県山火事予防運動実施要領

1 目 的

この運動は、広く県民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的とする。

2 期 間

令和8年2月1日から3月31日までを運動期間とし、特に3月1日から3月7日までを重点活動期間とする。

3 統一標語

「山火事を起こすも防ぐも私たち」

4 推進目標

- (1) 林野火災注意報、林野火災警報の発令時など乾燥・強風時には、屋外での火の使用をしないこと
- (2) 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- (3) たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- (4) 火入れを行う際は、市町長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火対策を講じること
- (5) たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- (6) 火遊びはしないこと、また、させないこと

5、実施事項

ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。また、効果的に幅広く県民運動として展開するため、市町、関係機関等に協力を依頼し、重点活動期間を中心に次の事項を実施する。

(1) 啓発推進

- ア 有線放送、広報車等による呼びかけ
- イ ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による周知
- ウ 危険地点におけるのぼり旗、ステッカー等による注意喚起
- エ 県、市町、協力団体の職員等による自主パトロールの実施
- オ 消火訓練等の実施

(2) 機器等の設置、点検整備

- ア 看板、懸垂幕等の設置及び点検
- イ 初期消火配備機材の点検整備

(3) 農林事務所、市町、協力団体等との連絡、調整

(4) 林野火災連絡体制の強化